

気を抜かず、
コロナと戦おう!



新型コロナウイルス感染症関連情報



新型コロナウイルス感染症に伴う支援策 (11月30日時点)

支援策の一部

※下記以外の支援策は、ホームページをご覧ください。

対象	支援	内容	問い合わせ先
収入が著しく減ったかたなど	国民健康保険税の減免制度	下記「国民健康保険税の減免制度」をご覧ください	保険医療課 国保年金係 ☎76-8151
施設利用者	尾張あさひ苑利用促進事業助成金 市独自	感染拡大の影響で利用者が大幅に減少している尾張あさひ苑の認知度向上と利用者増を図るため、宿泊利用料を1泊当たり大人3,000円、小学生以下1,200円割引	財産経営課 財産経営係 ☎76-8114
高齢者	高齢者インフルエンザ予防接種費用の無償化	新型コロナウイルス禍における、インフルエンザの発症や重症化を防ぐため、高齢者が令和3年1月31日(日)までに接種した予防接種の自己負担金を無償化 ※詳細は広報おわりあさひ10月1日号をご覧ください	健康課 ☎55-6800
子ども・妊婦など	インフルエンザ任意予防接種費用の一部助成 市独自	新型コロナウイルス禍における、インフルエンザの発症や重症化を防ぐため、子どもや妊婦、特定の障がいがあるかたなどが令和3年2月28日(日)までに任意で接種した費用の一部を助成	こども未来課 こども政策係 ☎76-8148
乳児	出産特別給付金 市独自	令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた乳児の母親(令和2年4月27日から申請日まで継続して本市の住民基本台帳に記録)に給付。10万円/乳児 要申請	こども未来課 こども政策係 ☎76-8148
小・中規模企業者	中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置	令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同時期と比較して30%以上減少した中小事業者などに対し、令和3年度の固定資産税・都市計画税を軽減 ※詳細はホームページをご覧ください 要申請	税務課 家屋償却係 ☎76-8119
	小規模企業等補助金の拡大 市独自	消毒液や持ち帰り用容器の購入、チラシ作成費など小規模企業が実施する感染拡大防止措置に対して補助金を交付。上限5万円/事業者 要申請	産業課商工係 ☎76-8132

国民健康保険税の減免制度

内容	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯のかたや主たる生計維持者の事業収入などの著しい減少が見込まれる世帯のかたなどの国保税を減免
対象者	次の要件を全て満たすかた ●事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ10分の3以上減少する見込み ●前年の所得の合計額が1,000万円以下 ●収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下
対象期間	令和元年度分および令和2年度分で、令和2年2月1日～令和3年3月31日に納付期限が設定されているもの。納付したものが減免になる場合は、還付または充当となります
申請方法	令和3年3月31日(水)までに●申請書、収入申告書(ホームページからダウンロード可) ●令和2年中の収入状況が確認できる書類●令和元年中の収入が分かるもの●失業や廃業の場合は離職票、廃業届などを郵送(必着)か直接